

# アソビュー・アトラクションパートナー規約

このアソビュー・アトラクションパートナー規約（以下「本規約」といいます。）は、アソビュー株式会社（以下「アソビュー」といいます。）とアソビューが提供する本サービス（第1.0条で定義します。）を利用する事業者（以下「アトラクションパートナー」といいます。）との間の契約である「アソビュープラットフォーム利用契約」（以下「本契約」といいます。）の内容を定めるものです。ただし、本規約は、アソビューが別途定める「電話予約サービス規約」において準用する場合を除き、アソビューが別途提供する電話予約サービスを介してゲストがアトラクションを予約した場合には適用されません。

## 【本規約の概要】

本規約の概要は以下のとおりです。

## 第0編 アソビューのミッションと目指す世界

アソビューのミッション、アソビューがアソビュープラットフォームというサービスを通してどのような世界を目指しているのか、ということに記載しています。

## 第1編 本契約の成立

本規約全体を通じて使用する用語の定義およびアソビュープラットフォーム契約が成立するための条件について定めています。

## 第2編 本サービスに関するルール

本サービスに関するルールとして、各章において主に以下のようなルールを定めています。

### 第1章 本サービスの利用に共通するルール

- ・本章で使用する用語の定義
- ・本サービスの内容
- ・本サービスに関連するお金の話（内容、計算方法、支払方法）
- ・禁止事項
- ・ゲスト情報の取扱い
- ・本サービスの利用停止

### 第2章 アトラクションの提供に関するルール

- ・本章で使用する用語の定義
- ・ゲストによる申込み方法
- ・アトラクションパートナーとゲストとの関係

### 第3章 4つの販売チャネル

- ・asoview.com
- ・ダイレクトサービス
- ・ギフトサービス

- ・マーケティングサポーターサイト

### 第3編 本契約に共通するルール

本契約に共通するルールとして、主に以下のようなルールを定めています。

- ・アトラクションパートナーの義務
- ・アトラクションの再委託
- ・通知の方法
- ・知的財産権は誰が所有するのか
- ・契約上の地位・権利義務の譲渡禁止
- ・秘密保持義務
- ・本契約の終了原因

## 第0編 アソビューのミッションと目指す世界

「ワクワクを すべてのひとに」

これがアソビューのミッションです。

アソビューでは、あらゆる「会社」の存在意義を「経済活動を通じて人を幸せにする」と考えています。20世紀は所有の時代であり、「物の充足」とともに国の経済は発展してきました。そして、物に溢れたこれからの時代に必要なのは「心の充足」であり、人の幸せに「心の充足」が重要であると考えます。

「人生において、遊ぶ機会を増やす。遊ぶ時間の質をあげる。」

遊んでいる時間は楽しく、みんなが笑顔になって、ワクワクします。

笑顔になる時間、ワクワクする時間が増えると、心は豊かになります。

それが積み重なると、幸せな人生になります。

だから、アソビューは遊ぶ機会を増やします。

スキマ時間に、スマートフォンで簡単にゲームを楽しめる時代だからこそ、心からの感動、喜び、学び、達成感や五感を通じた体験にこそ価値があります。

だから、アソビューは、体験を通じて、遊ぶ時間の質を上げます。

私たちは、アソビュープラットフォームを通して良質な「体験」を届けることで、心を満たすこと、つまり「心の充足」により人を幸せにし、より良い世界を目指していきたいと考えています。

# 第1編 本契約の成立

## 第1.0条 (定義)

本規約全体を通して使用される用語の定義は、以下の各号に定めるとおりとします。

### (1) アトラクション

アトラクションパートナーがゲストに対して提供する体験型アクティビティプログラムおよびアトラクションパートナーの管理施設への入場許可その他アトラクションパートナーがアソビュー電子チケットを提示したゲストに対して提供する商品または役務その他の役務をいいます。具体的には、水族館、温浴施設、ラフティング、陶芸教室等をいいます。

### (2) ユーザー

asoview.com サイト（第2.3.1.1条で定義します。）またはマーケティングサポーターサイト（第2.3.4.1条で定義します。）を閲覧・利用する個人または法人をいいます。

### (3) ゲスト

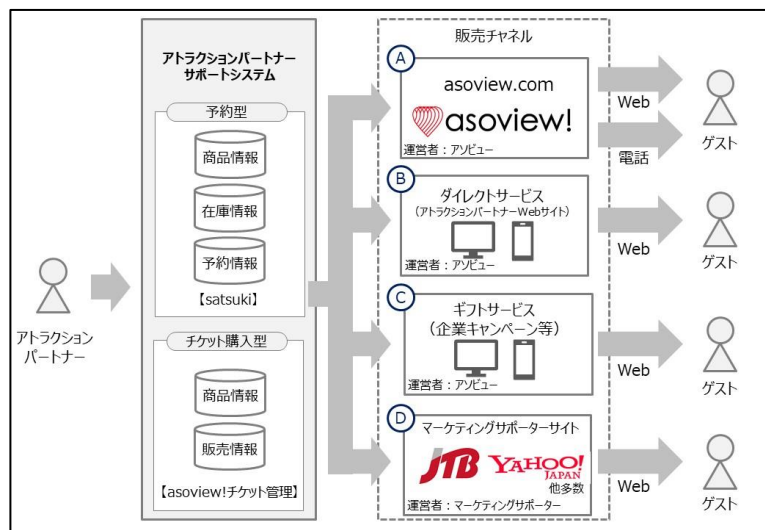
本サービスを通じてアトラクションを利用する会員（(4)で定めます。）または非会員の個人または法人をいいます。

### (4) 会員

アソビューが別途定める方法により、asoview.com サイトの利用登録を完了した個人または法人をいいます。

### (5) 本サービス

アソビュープラットフォームという名称でアソビューが提供するサービスの総称をいいます。このサービスは、第2編第2.1.0条で定義するアトラクションパートナーサポートシステムと第2編第3章に定める4つの販売チャネルで構成されており、全体像は下図のとおりです。



## 第 1.1 条 (本契約の成立)

- 1 第 0 編に記載したアソビューのミッションに共感し、本サービスの利用を希望するアトラクションパートナーは、アソビューが別途定める方法により本サービスについての利用申込みをしていただく必要があります。この申込みに対して、アソビューが所定の審査を行い、承諾をすることにより、アソビューとの間で本契約が成立します。アソビューは可能な限り速やかに審査を行い、承諾を行うか否か通知をするものとします。本契約の具体的内容は本規約に定めるとおりです。
- 2 アトラクションパートナーは、前項に定める申込みの際にアソビューに提供した情報に変更があった場合には、速やかにアソビューに変更の内容を届け出るものとします。変更の届出をしなかったことによりアトラクションパートナーが損害を被った場合、アソビューは責任を負うことができません。
- 3 アソビューは、第 1 項の申込みに対する審査の内容、承諾をしない理由その他申込みに対する審査に関する事項については、アトラクションパートナーに対して開示する義務を負いません。

## 第 2 編 本サービスに関するルール

### 第 1 章 本サービスの利用に共通するルール

#### 第 2.1.0 条 (定義)

本章で主に使用する用語の定義は、以下の各号に定めるとおりとします。

##### (1) アトラクションパートナーサポートシステム

アソビューがアトラクションパートナーに対して提供するクラウドサービスであって、アトラクションパートナー提供情報ならびにゲストおよび利用申込みに関する情報を「予約情報」、「在庫情報」、「ゲスト情報」および「チケット情報」として管理するシステムをいいます。具体的にはアトラクションのタイプ（第 2.2.1 条に定めます。）が予約型の場合には「satsuki」を、チケット購入型の場合には「asoview!チケット管理」を指します。

##### (2) アトラクションプラン情報

第 2.1.1 条に定める「アトラクションパートナーに関する情報」のうち、名称、住所、連絡先等ゲストが当該アトラクションパートナーのアトラクションを利用するために必要となる情報および同条に定める「アトラクションの提供に関する情報」を総称した情報をいいます。

##### (3) 予約情報

ゲストの氏名、催行予定日時、人数等アトラクションの即予約およびリクエスト予約に関する情報をいいます。

##### (4) 在庫情報

アトラクションの特定の日時におけるゲストからの予約の受入れ可能数に関する情報をいいます。

- (5) ゲスト情報  
ゲストの氏名、電子メールアドレス等のゲストに関する情報をいいます。
- (6) ステータス  
アトラクションパートナーサポートシステム上におけるアトラクションプランの予約状況および提供情報をいいます。
- (7) アソビュー決済  
ゲストが体験料・チケット代金をあらかじめアソビュープラットフォーム上でアソビューまたはマーケティングサポーターに対して支払うことをいいます。具体的には、「アソビューに対して支払う」とは、asoview.com サイト、ギフトサイトにおいてクレジットカードによる決済を行う場合をいい、「マーケティングサポーターに対して支払う」とは、マーケティングサポーターサイト上でクレジットカードによる決済を行う場合が該当します。
- (8) アトラクションパートナー決済  
アソビュー決済以外の場合であり、ゲストが体験料をアトラクションパートナーに対して直接支払うことをいいます。具体的には、アトラクション利用時に現地で現金払いをする場合や、アトラクションパートナーの指定する金融機関口座にあらかじめ振り込んで支払う場合が該当します。

### 第 2.1.1 条 (本サービスの内容)

- 1 本サービスにおいては、アトラクションパートナーは、アソビューに対して、以下の各号に定める情報（以下総称して「アトラクションパートナー提供情報」といいます。）を提供していただきます。これらの情報は、アトラクションパートナーサポートシステムに登録されません。
  - (1) アトラクションパートナーに関する情報  
名称、住所、連絡先、振込先口座等
  - (2) アトラクションの提供に関する情報  
アトラクションの提供の日時・期間、提供場所、利用条件、利用料金、アトラクションパートナーページの制作時に提供された文章、画像等
- 2 アソビューは、本サービスにおいて、アトラクションパートナーに対して、以下の各号に定めるサービスを提供します。
  - (1) アトラクションプラン情報を各販売チャンネルに掲載し、ユーザーによる当該情報の検索・閲覧およびアトラクションの利用申込みを可能にするサービス
  - (2) アトラクションの申込管理システム（決済システムを含みます。）であるアトラクションパートナーサポートシステムを提供するサービス。具体的にはアトラクションのタイプが予約型の場合には「satsuki」を、チケット購入型の場合には「asoview!チケット管理」を指します。
- 3 前項(1)のサービスを提供するにあたり、アソビューは、すべてのアトラクションについて各販売チャンネルに掲載します。ただし、販売チャンネルおよびアトラクションの性質や時期等からアソビューが合理的に判断した場合、一部の販売チャンネルに掲載しないことがあります。

- 4 アトラクションパートナー提供情報について、アトラクションパートナーは、以下に定める事項を保証するものとします。
  - (1) 法令等（特定商取引法、不当景品類および不当表示防止法、個人情報の保護に関する法律、所管の官公庁の定めるガイドライン、アトラクションパートナーが所属する業界団体が定める自主ルール等を含みます。）に違反していないこと
  - (2) アソビューへの提供および利用を許諾することに関して正当な権限を有し（権利を有する第三者からアトラクションパートナーが利用許諾を受けている場合を含みます。）、第三者の著作権、商標権、肖像権、パブリシティ権その他一切の権利を侵害しないこと
  - (3) 虚偽の内容またはゲストを誤認させる内容を含まないこと
- 5 アソビューは、第1項の各情報について、次の各号のいずれかに該当するとアソビューが判断した場合、アトラクションパートナーの事前の許可を得ることなく当該情報について追加、変更または削除することができるものとし、アトラクションパートナーは当該措置についてあらかじめ承諾するものとします。
  - (1) 本規約に違反する場合
  - (2) 本サービスの運用・保守管理上、アソビューが必要と判断した場合
- 6 アトラクションパートナーは、本サービスと同一または類似の第三者が運営するサービス（以下「他者サービス」といいます。）を利用している場合には、第1項で登録する体験料・チケット代金の決定にあたり、他者サービスにおけるアトラクションの利用者と本サービスにおけるゲストとの間で不平等となるような料金設定とならないように十分留意しなければならないものとします。また、アトラクションパートナーは、アトラクションパートナーサイトに掲載して提供しているアトラクションと実質的に同内容のアトラクションプランをアトラクションパートナーサポートシステムに登録する場合、本サービスを介さずにアトラクションパートナーサイトで利用申込みをした場合の料金とアトラクションパートナー利用料との間で不平等となるような料金設定をせず、アトラクションパートナーサイトで提示している料金よりも高額とならないように設定するよう努めるものとします。

#### 第 2.1.2 条（本サービス利用に伴う費用について）

アソビューが別途定めるもののほか本サービスを利用する上でアトラクションパートナーがアソビューに対してお支払いいただく費用は以下に定めるものとします。

- (1) 本サービス利用料（次条）
- (2) アトラクションパートナーページ制作料（第 2.3.1.3 条）
- (3) 予約対応不備による違約金（第 2.2.6 条）

#### 第 2.1.3 条（本サービス利用料）

- 1 アトラクションパートナーは、アソビューに対して、本サービス利用料として、アトラクションのタイプごとに以下の表に記載した方法で算出する金額を、次条に定める方法により支払うものとします。ただし、ゲスト都合以外の理由によって利用申込みがキャンセルとなった場合は、本サービス利用料を無料とします。

タイプ	基準日	計算方法
(1) 予約型	毎月4日	$\left[ \begin{array}{l} \text{基準日時点において前月中に} \\ \text{①「催行済み」のステータスになってい} \\ \text{るアトラクションプランの体験料合計額} \\ \text{+} \\ \text{②発生したキャンセル料の合計額} \end{array} \right] \times \text{アソビューが別途定める料率}$
(2) チケット購入型	毎月末日	$\text{基準日時点で当月中に} \\ \text{ゲストに実際に利用されたアソビュー電子} \\ \text{チケットの販売代金合計額} \times \text{アソビューが別途定める料率}$

#### 第2.1.4条（アソビューとアトラクションパートナーとの間における精算方法）

- 1 アソビューとアトラクションパートナーとの間における体験料・チケット代金、本サービス利用料等の精算方法については、ゲストおよびギフト券購入者によるアソビュープラットフォーム上における体験料・チケット代金、キャンセル料またはギフト券（第2.3.3.0条で定義します。）代金（以下これらを総称して「体験料・チケット代金等」といいます。）の決済方法に従って以下の各号のとおりとします。

##### (1) アソビュー決済の場合

事前決済によりアソビューがゲストから代理受領した体験料・チケット代金等の当月分合計額から本サービスの利用に伴う費用の当月分合計額を控除します。

控除後に残金がある場合には、アソビューはアトラクションパートナーに対して、翌月末日にアトラクションパートナーが指定する金融機関の預金口座に振り込んで支払うものとします。振込手数料はアソビューの負担とします。

控除した結果、残金がなくマイナスとなる場合には、アトラクションパートナーはアソビューに対して当該マイナス額を次の(2)に記載する方法によって支払うものとします。

##### (2) アトラクションパートナー決済の場合

アトラクションパートナーは、アソビューから発行される請求書に従い、本サービスの利用に伴う費用の当月分合計額を、翌々月末日までにアソビューの指定する金融機関の預金口座に振り込んで支払うものとします。振込手数料はアトラクションパートナーの負担とします。

- 2 前項各号に定める精算において、アソビューとアトラクションパートナーとの間に未精算となっている債権債務が存在している場合、アソビューは、別途意思表示を必要とすることなく当然に前項各号に定める精算時に未精算となっている債権債務を対当額で相殺することができるものとします。

#### 第2.1.5条（禁止事項）

アトラクションパートナーは、本サービスの利用にあたり、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本規約類に違反する行為
- (2) 法令の定めに違反する行為またはそのおそれのある行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) ゲストの判断に錯誤を与えるおそれのある行為
- (5) アソビューまたは第三者に対して、財産権（知的財産権を含みます。）の侵害、名誉・プライバシーの侵害、誹謗中傷、その他の不利益を与える行為またはそのおそれのある行為
- (6) 本サービスを利用するためにアソビューから発行された ID・パスワードを第三者に貸与または譲渡する行為
- (7) 本サービスで提供するシステムに対する有害なデータの送信、プログラム等の改竄等、本サービスの運営・維持を妨げる行為
- (8) サーバその他アソビューのコンピュータに不正にアクセスする行為
- (9) アトラクションに関し、本サービス上におけるアトラクションの料金以外の金銭をゲストに対して請求する行為（ただし、入湯税、ゴルフ場利用税、入山料その他アソビューが事前に書面で同意する金銭等については除きます。）
- (10) ゲストによる利用申込み後にアトラクションの事後的な利用条件の変更（ゲスト一般の通常のアトラクションの利用を妨げない軽微な変更は除きます。）
- (11) 前各号のほかアソビューが別途禁止行為として定める行為

#### 第 2.1.6 条（ゲスト情報の取扱い）

- 1 アトラクションパートナーは本サービスを利用する際に取得したゲストの情報（以下「ゲスト情報」といいます。）を本サービスを利用するために必要な範囲内で使用するものとし、アトラクションパートナーは、ゲスト情報を本契約とは無関係に自己の宣伝・広告に利用することはできません。また、アトラクションパートナーはアソビューの承諾を得ずにゲスト情報が記載・記録された媒体を複写・複製することはできません。
- 2 アトラクションパートナーは、ゲスト情報について、個人情報保護法に定められた義務等を遵守し、善良な管理者の注意をもってこれを管理しなければならないものとし、ゲスト情報にアクセスできるアトラクションパートナーの役職員は、本契約の目的に必要最小限度の範囲に限られるものとし、アトラクションパートナーは、ゲスト情報にアクセスした役職員は本条に定める義務と同等の義務を課し、その役職員による違反について責任を負います。
- 3 アトラクションパートナーは、アソビューからの求めがあった場合、ゲスト情報の管理について書面で報告するものとし、
- 4 アトラクションパートナーは、ゲスト情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生した場合、直ちにアソビューに対して報告するとともに、事故の拡大および再発の防止ならびにゲストへの不利益を最小限とするために、アソビューと対応方法について協議するものとし、協議して決定した対応方法の実施に必要な費用はアトラクションパートナーが負担します。
- 5 前項の事故に関連して、アソビューがゲストや第三者に損害賠償等金銭の支払いを行った場



合、アトラクションパートナーは故意・過失の有無にかかわらず、アソビューが支払った金銭および紛争を解決するために必要となる費用（弁護士費用を含みますがこれに限られません。）を第2.1.4条(2)に定める方法によりアソビューに対して支払うものとし、ただし、当該事故がアソビューの重過失による場合はこの限りではありません。

#### 第2.1.7条（本サービスの一時停止）

アソビューは、次の各号に定めるいずれかの事由が発生した場合には、アトラクションパートナーへ事前に通知することなく、アトラクションパートナーに対する本サービスの提供の全部または一部を一定期間停止することができるものとし、

- (1) 本サービスにおいて提供するシステムの一部または全部について、点検、修理、補修、仕様・機能の変更、改良・改修、障害対応等を実施する場合
- (2) 天災地変その他非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあり、本サービスの提供が困難または不可能になった場合
- (3) 法令等の改正・成立により、本サービスの提供が困難または不可能になった場合
- (4) 前項各号のほか本サービスの提供が著しく不相当とアソビューが判断した場合

#### 第2.1.8条（本サービスの利用停止等）

アソビューは、アトラクションパートナーが次の各号に定めるいずれかの事由に該当する場合には、アトラクションパートナーに通知を要しないで、アトラクションパートナーページの修正、削除、非公開化を含むアトラクションパートナーに対する本サービスの全部または一部の利用を停止し、その他アソビューが必要と判断した措置をすることができるものとし、アトラクションパートナーは利用停止となることをあらかじめ承諾するものとし、

- (1) アソビューに対する債務（本サービスの利用に伴う費用、アソビューがアトラクションパートナーに提供する他のサービスに係る利用料、繰越金の残高その他を含みますが、これらに限りません。）について、支払期限を過ぎた未払金がある場合
- (2) アソビューまたはゲストからアトラクションパートナーに対する問い合わせまたは予約に関して、問い合わせまたは予約から48時間以内に返答がない場合
- (3) アトラクションパートナーが第3.10条（反社会的勢力の排除）に違反し、または違反するおそれがあるとアソビューが判断した場合
- (4) 本規約類の規定に違反し、相当な期間を定めて違反状態を是正するように催告したにもかかわらず、違反状態を解消できなかった場合
- (5) ゲストからアトラクションパートナーの対応やアトラクションの提供に関連して苦情が頻発した場合
- (6) アソビュー、ゲスト、他のアトラクションパートナーその他の第三者の利益を保護するためその他アソビューがやむを得ないと判断した場合

#### 第2.1.9条（無保証）

アソビューは、アトラクションパートナーに対して、本サービスの利用によるアトラクシ

ンパートナーまたはアトラクションの知名度の向上、売上の増大その他の効果の発生を保証するものではありません。

#### 第 2.1.10 条 (免責)

アソビューが、本規約類の定めに基づく措置を行ったことにより、アトラクションパートナー、ゲストまたは第三者に損害が発生したとしても、アソビューはその責任を負うことができません。

## 第 2 章 アトラクションの提供に関するルール

#### 第 2.2.0 条 (定義)

本章で主に使用する用語の定義は、以下の各号に定めるとおりとします。

(1) 即予約

アトラクションパートナーが在庫数をアトラクションパートナーサポートシステムに登録し、ゲストが予約申込みをした際にアトラクションパートナーサポートシステム上、即座にその予約が確定する方法をいいます。

(2) リクエスト予約

会員が行った予約申込みに対して、その都度アトラクションパートナーが承諾の意思表示をゲスト（第 2.2.3 条の予約の代行の場合にはアソビューまたはマーケティングサポーター）宛てにすることでその予約が確定する方法をいいます。

(3) アソビュー電子チケット

一定の条件に従い、アトラクションパートナーから発行される電磁的記録を提示することで、アトラクションパートナーからアトラクションの提供を受ける権利をいいます。

(4) 管理画面

アトラクションパートナーサポートシステム上に登録されている情報について、アトラクションパートナーがその内容の確認、編集をすることができるウェブページをいいます。

#### 第 2.2.1 条 (ゲストによるアトラクションの利用申込み方法とアトラクションパートナーの区分)

ゲストは、「予約」または「チケット購入」のいずれかの方法により、アトラクションプランの利用申込みをすることができます。アトラクションは、この利用申込み方法に応じて、①予約型と②チケット購入型の 2 種類のタイプに区分されます。

#### 【予約型に関するルール】

#### 第 2.2.2 条 (ゲストによる予約について)

1 ゲストは、次の方法により予約型のアトラクションプランの利用申込みを行うことができます。

(1) 即予約

#### (2) リクエスト予約

- 2 アトラクションパートナーは、ゲストからの即予約に対応するために、正確かつ最新の在庫情報をアトラクションパートナーサポートシステムに登録しなければならないものとします。
- 3 アトラクションパートナーは、ゲストからリクエスト予約の申込みがあった場合には、申込みがあった時点から 48 時間以内に当該申込に対する承諾・不承諾の通知その他適切な対応を行わなければならないものとします。ただし、ゲストから催行希望日の当日、前日または前々日に利用申込みがあった場合、直ちにゲスト（次条に定める予約の代行の場合には、代行を行ったアソビューまたはマーケティングサポーター）に対して適切な対応を行わなければならないものとします。

### 第 2.2.3 条（予約の代行）

- 1 ゲストによるアトラクションプランに対する予約について、アソビューまたはマーケティングサポーターがゲストから問い合わせを受け予約の代行を行う場合があります。この場合、アトラクションパートナーは、当該ゲストが予約を行ったものとして、本規約に従って対応するものとします。
- 2 前項の予約代行が行われた場合、アソビューはマーケティングサポーターと協力して、アトラクションパートナーが円滑にアトラクションを提供できるように努めるものとします。

### 第 2.2.4 条（予約のキャンセル）

- 1 ゲストの都合によりゲストが予約のキャンセルを行う場合（以下「ゲスト都合キャンセル」といいます。）には、アトラクションパートナーがゲストから直接連絡を受領し、管理画面上でステータスの更新を行うものとします。
- 2 アトラクションパートナーは、以下の事由が生じたことにより予約のキャンセルをする必要が生じた場合には、速やかにゲスト指定の連絡先にキャンセルの旨を連絡するとともに、管理画面上でステータスの更新を行うものとします。
  - (1) 天候不良
  - (2) 最少催行人数の未達
  - (3) 前二号のほかアトラクションパートナーの都合

### 第 2.2.5 条（キャンセル料）

- 1 ゲスト都合キャンセルのキャンセル料については、アトラクションパートナーが別途定めるキャンセルポリシーに従うものとします。キャンセル料が発生する場合におけるキャンセル料の回収方法は、第 2 項および第 3 項に定める方法によります。
- 2 アソビュー決済の場合には、アソビューは当該アトラクションパートナーに対して、ゲストからあらかじめ受領した当該アトラクションプランの体験料からキャンセル料相当額を支払うものとします。
- 3 アトラクションパートナー決済の場合には、アトラクションパートナーがゲストから直接キャンセル料の支払いを受けるものとし、アソビューはキャンセル料の支払いに関して責任を

負わないものとします。

#### 第 2.2.6 条 (予約対応不備による違約金)

- 1 ゲストの予約に対するアトラクションパートナーの対応について、アソビューが次に定める事由（以下「予約対応不備事由」といいます。）に該当し、アトラクションパートナーに予約対応に関する不備があるとアソビューが判断した場合には、次項に定める条件に該当するアトラクションパートナーはアソビューに対して違約金を支払うものとします。
  - (1) リクエスト予約に対して、何ら対応をしなかった場合
  - (2) アソビューが別途定める期限を経過した後にゲストの予約をキャンセルする場合
  - (3) その他アソビューが予約対応に不備があると認めた場合
- 2 前項の予約対応不備による違約金については、前項に定める予約対応不備事由が 2 回以上生じた場合、当該 2 回目以降、1 予約あたり別紙に定める金額を、アトラクションパートナーがアソビューに対して支払うものとします。支払方法は第 2.14 条に定める方法によります。

#### 第 2.2.7 条 (satsuki のメッセージ機能)

- 1 予約型のアトラクションを提供するアトラクションパートナーは、アトラクションパートナーシステムである「satsuki」上において、予約を行ったゲストとの間でテキスト及び画像（以下総称して「テキスト等」といいます。）を送受信できる機能（以下「メッセージ機能」といいます。）を利用することができます。
- 2 アトラクションパートナーは、メッセージ機能を利用するにあたっては、アソビューが円滑な本サービスの提供、アトラクションパートナーとゲストとの間のトラブルの解決等アソビューが必要と判断した場合には、送信したメッセージ等の内容を確認することに同意するものとします。
- 3 アトラクションパートナーは、本サービスを利用するためにのみメッセージ機能を利用するものとし、本サービスの利用に関係がない目的でメッセージ機能を利用できないものとします。
- 4 アソビューは、メッセージ機能で送受信されたテキスト等のデータの保存を保証しないものとします。

#### 【チケット購入型に関するルール】

#### 第 2.2.8 条 (チケットの取扱い)

- 1 アトラクションパートナーは、アソビュー電子チケットを購入したゲストがアソビューの指定する方法でアソビュー電子チケットをアトラクションパートナーに提示した場合、アソビュー電子チケットの利用済処理を行った上で当該ゲストにアトラクションを提供するものとします。
- 2 アトラクションパートナーは、アソビュー電子チケットの有効期間を、アソビュー電子チケットの発行日から 6 か月以内に設定するものとします。
- 3 アトラクションパートナーは、ゲストによって提示されたアソビュー電子チケットが以下の

各号のいずれかに該当する場合、アトラクションパートナーはアトラクションの提供を行ってはならないものとします。

- (1) アソビュー電子チケットの有効期間を経過している場合
- (2) アソビュー電子チケットに利用済処理が施されている場合

#### 【予約型およびチケット購入型に共通するルール】

##### 第 2.2.9 条 (ゲストによる体験料・チケット代金の支払方法)

- 1 ゲストが支払う体験料・チケット代金の支払方法は、アトラクションパートナーごとにアソビュー決済またはアトラクションパートナー決済のいずれかの方法によるものとします。
- 2 ゲストがアソビュー決済により体験料・チケット代金の支払いを行う場合、アトラクションパートナーはアソビューに対して、当該決済に関する体験料・チケット代金を代理受領する権限を付与するものとし、当該権限に基づき、アソビューがゲストから直接体験料・チケット代金等を回収するものとします。アソビューは、当該権限をマーケティングサポーターに更に再付与できるものとします。
- 3 ゲストがアトラクションパートナー決済により体験料を支払う場合は、アトラクションパートナーが定める方法によりゲストが支払うものとします。この場合、アソビューは体験料の回収に関して責任を負わないものとします。

##### 第 2.2.10 条 (体験料・チケット代金等の支払い留保・返金)

- 1 第 2.1.4 条 (アソビューとアトラクションパートナーとの間における精算方法) の定めにかかわらず、ゲストがアソビュー決済により体験料・チケット代金等の支払いを行った場合で、アトラクションパートナーが、以下の各号に定めるいずれかの事由に該当し、または該当するおそれがあるとアソビューが判断したときは、アソビューはアトラクションパートナーに対する体験料・チケット代金その他の債務の支払いの全部または一部を留保し、またはアトラクションパートナーの承諾を得ることなくゲストに対して体験料・チケット代金を返金することができるものとします。この場合、利息および遅延損害金は発生しないものとします。
  - (1) ゲストが利用申込みを行ったアトラクションの全部または一部の提供が不可能または困難なとき
  - (2) アトラクションの利用条件の不利益変更 (ゲスト一般の通常のアトラクションの利用を妨げない軽微な変更は除きます。) を行ったとき
  - (3) アトラクションプラン情報に記載されたアトラクションの内容と実際に提供する内容が異なるとき
  - (4) アトラクションパートナーの責に帰すべき事由によりゲストが不利益を被るとき
  - (5) ゲストその他の第三者からクレームが頻発し、改善の見込みがないとき
  - (6) アトラクションに関連して事故が発生するなどアトラクションの安全性等につき疑義が生じ、アトラクションパートナーによる本サービスの利用が相当でないとき
  - (7) 本契約の違反があり、アソビューが合理的な期間を定めてその是正を催告したに

もかかわらず、当該期間内に違反が是正されないとき

- (8) 手形または小切手の不渡りが発生したとき
- (9) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申立を受けたとき
- (10) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算手続開始の申立を受け、または自ら申立をしたとき
- (11) 前三号の他、アトラクションパートナーの信用状態に重大な変化が生じたとき
- (12) 解散または営業停止状態となったとき

2 アトラクションパートナーは、前項各号に定める事由に該当する、または該当するおそれがある場合、速やかにアソビューに対して通知するものとします。

3 アトラクションパートナーは、アトラクションパートナー決済の場合でアソビューがゲストへの返金を行うときは、返金相当額を、以下のいずれかの方法によりアソビューに支払うものとします。

- (1) アソビューからアトラクションパートナーに支払う体験料と相殺する方法
- (2) アソビューからの請求に従いアソビューが指定する金融機関口座に振込支払する方法

#### 第 2.2.11 条 (アトラクションパートナーとゲストの関係)

- 1 アトラクションパートナーは、ゲストへのアトラクションの提供について、自己の責任において誠実に行うものとします。
- 2 アトラクションパートナーは、ゲストとの取引にあたっては、良質なサービス提供を行うことを旨とし、顧客満足の向上に努めるとともに、法令を遵守し、社会的規範を尊重のうえ、アソビューおよびアトラクションパートナーならびに本サービスの信用の保持に努めるものとします。
- 3 アトラクションパートナーは、アトラクションパートナーとゲストその他の第三者との間で、アトラクションパートナーの原因によって本サービスの利用に関連または付随する紛争が生じた場合には、アトラクションパートナーの責任と負担において解決するものとします。アソビューは、アトラクションパートナーが当該紛争を解決するために必要な協力を行うよう努めるものとします。
- 4 前項の紛争に関連してアソビューがゲストその他の第三者に損害賠償の支払等の対応を行うことを余儀なくされた場合には、アソビューはアトラクションパートナーに対してその対応方針等について通知した上で当該対応を行うものとし、アトラクションパートナーは、故意・過失の有無にかかわらず、アソビューが支払った金銭の全額および解決のために要する弁護士費用その他一切の費用をアソビューに対して支払うものとします。
- 5 アトラクションパートナーは、アトラクションの利用条件を設定する場合、ゲストが当該利用条件を満たしていることの確認については、アトラクションパートナーが自己の責任と負担において実施するものとします。
- 6 アトラクションパートナーは、ゲストによるアトラクションの利用において、ゲストが遵守すべき事項、事故等（怪我、病状の悪化、苦痛、不安、死亡等を含みますがこれらに限りません。）のリスクその他注意事項等（以下「重要事項」といいます。）がある場合、その内容

についてあらかじめゲストに十分に説明するものとします。また、アトラクションパートナーは、ゲストが重要事項を理解した上でアトラクションを利用することについて、自己の責任と負担においてゲストから同意を得るものとします。

#### 第 2.2.12 条 (アトラクションの提供体制の維持)

アトラクションパートナーは、本契約期間中か本契約終了後（終了の理由を問いません。）かを問わず、本契約終了日までに利用申込みを完了したゲストに対して、アトラクションの利用条件に従い、アトラクションを提供できる体制を維持するものとします。万一、アトラクションパートナーがこの体制の維持ができなくなる事情が発生した場合（発生原因を問いません。）、直ちにアソビューに対してその旨通知し、アソビューの求めに応じて、必要な措置を講じなければならないものとします。

### 第 3 章 4つの販売チャネル

#### 第 1 節 asoview.com

##### 第 2.3.1.1 条 (asoview.com とは)

asoview.com とは、アソビューが運営する「asoview!」という名称のウェブサイト（以下「asoview.com サイト」といいます。）にアトラクションパートナーサポートシステムに登録されたアトラクションプラン情報を掲載するサービスです。asoview.com サイトを閲覧するユーザーは、同サイト上でアトラクションプランの利用申込みをすることができます。

##### 第 2.3.1.2 条 (アトラクションパートナーページ制作)

- 1 アソビューは、アトラクションパートナー提供情報を基に、asoview.com サイトにアトラクションプラン情報を掲載したウェブページを制作します。
- 2 アトラクションパートナーはアトラクションパートナーページを制作するための画像、説明文等アソビューがアトラクションパートナーページを制作するために必要と判断した情報を所定の方法により提供するものとします。この情報については、第 2.1.1 条第 4 項に違反しない情報を提供するものとします。
- 3 アトラクションパートナーページの仕様、納品方法、納期、検収方法その他アトラクションパートナーページの制作業務の詳細は、アソビューとアトラクションパートナーとの間で協議して定めるものとします。
- 4 アトラクションパートナーは、アソビューがアトラクションパートナーページを制作後、アソビューがあらかじめ定める期間内にアトラクションパートナーページを確認の上、アソビューに対して修正の要否を通知するものとします。アトラクションパートナーが当該期間内に修正の要否について通知しない場合、アソビューは当該アトラクションパートナーページについて、asoview.com サイト上に掲載しないものとします。
- 5 アソビューがアトラクションプランに関する翻訳を作成した場合、当該アトラクションパートナーは、自己の責任と費用によって当該翻訳の正確性および品質を精査・検証するものと

します。当該翻訳が原因となってアトラクションパートナー、ゲストまたは第三者に損害が発生したとしても、アソビューはその責任を負うことができません。

### 第2.3.1.3条（アトラクションパートナーページ制作料）

- 1 アトラクションパートナーは、アソビューがアトラクションパートナーページの制作を開始した場合、当該アトラクションパートナーページの掲載の有無にかかわらずアソビューに対して、別紙に定めるアトラクションパートナーページ制作料を支払うものとします。ただしアソビューが別紙に定める条件を満たした場合には、別紙に定めた金額を免除します。
- 2 前項のアトラクションパートナーページ制作料は、第2.1.4条（アソビューとアトラクションパートナーとの間における精算方法）に定める精算方法によりアトラクションパートナーがアソビューに支払うものとします。

## 第2節 ダイレクトサービス

### 第2.3.2.1条（ダイレクトサービスとは）

ダイレクトサービスとは、アトラクションパートナー自身が管理・運営するインターネット上のウェブサイトであって、アトラクションパートナーが主催・運営するアトラクションが掲載されているサイト（以下「アトラクションパートナーサイト」といいます。）上において、ゲストがアトラクションの利用申込みを可能とする機能を提供するサービスです。

### 第2.3.2.2条（ダイレクトサービスの利用条件）

ダイレクトサービスを利用するアトラクションパートナーは、次の各号に定める条件をすべて満たすことを要するものとします。アトラクションパートナーは、次の各号に定める条件のいずれかを満たさなくなった場合、ダイレクトサービスが利用できなくなることについて同意し、あらかじめ承諾するものとします。

- (1) アソビューに対する債務（本サービス利用料、アソビューがアトラクションパートナーに提供する他のサービスに係る利用料、繰越金の残高その他を含みますが、これらに限りません。）について、支払期限を過ぎて未払いがないこと
- (2) 第2.1.7条（サービスの一時停止）に基づくサービスの一時停止がなされていないこと
- (3) 第3.10条（反社会的勢力の排除）に違反しておらず、また違反するおそれがないこと
- (4) その他本規約類に違反がないこと

## 第3節 ギフトサービス

### 第2.3.3.0条（定義）

本節で主に使用する用語の定義は、以下の各号に定めるとおりとします。

- (1) ギフト券



アソビューが発行する ID をギフトサイト ((2)で定義します。) で入力する方法  
その他アソビューの定める方法に従い使用することで、ギフトサービスの対象  
となるアトラクションの利用ができる権利をいいます。

(2) ギフトサイト

ギフト券の購入又は利用予約が可能なアソビューが運営するインターネット上  
のウェブサイトの総称をいいます。

### 第 2.3.3.1 条 (ギフトサービスとは)

ギフトサービスとは、アトラクションプラン情報を掲載したギフト券について、アソビュー  
がギフトサイト上で直接販売し、もしくはアソビューが卸販売を行った提携販売店がさらに  
販売を行い、またはアソビューが提携する企業がキャンペーンの商品として利用することに  
より、当該ギフト券の所持者が当該ギフト券を使用してアトラクションの利用申込みをする  
ことができるサービスです。

### 第 2.3.3.2 条 (ギフト対象のアトラクションの選定)

アトラクションパートナーは、個別のギフト券に掲載するアトラクションについては、アソ  
ビューが当該ギフトの内容、販売時期等を考慮して、アソビューが自由に選ぶことができ  
ることについてあらかじめ了承するものとします。

### 第 2.3.3.3 条 (ギフト券の利用期限)

ギフト券の有効期間は、当該ギフト券についてゲストの利用可能な状態に置かれた日から 6  
か月未満とします。ゲストはこの有効期間内にアトラクションを利用する必要があります。  
その他ギフト券の利用条件については、アソビューが別途定めます。

### 第 2.3.3.4 条 (予約キャンセル時のギフト券の取扱い)

- 1 ゲストの都合によりゲストが予約のキャンセルを行う場合には、ギフト券の再利用はできな  
いものとします。ただし、同一のアトラクションプランについて、予約の日時を変更するこ  
とはできるものとします。
- 2 アトラクションパートナーが以下の事由が生じたことにより予約のキャンセルをする必要  
が生じた場合、当該予約に利用されたギフト券は、当該ギフト券の有効期限内であれば再利  
用ができるものとします。
  - (1) 天候不良
  - (2) 最少催行人数の未達
  - (3) 前二号のほかアトラクションパートナーの都合

## 第 4 節 マーケティングサポーターサイト

### 第 2.3.4.1 条 (マーケティングサポーターサイトとは)

マーケティングサポーターサイトとは、アソビューが提携するマーケティングサポーターが

運営するインターネット上のウェブサイト（以下「マーケティングサポーターサイト」といいます。）にアトラクションプラン情報を掲載し、当該マーケティングサポーターサイトを閲覧・利用するユーザーが当該マーケティングサポーターサイト上で、またはマーケティングサポーターサイトを經由して asoview.com サイト上で当該アトラクションプランの利用申込みができるサービスです。

#### 第 2.3.4.2 条（マーケティングサポーターサイトの掲載条件）

アトラクションパートナーは、マーケティングサポーターサイトの掲載開始時に、以下の各号に定める事項をすべて満たすものとします。アトラクションパートナーは、次の各号に定める条件のいずれかを満たさなくなった場合、マーケティングサポーターサイトに掲載されなくなるについてあらかじめ承諾するものとします。

- (1) アソビューが、マーケティングサポーターに対して、マーケティングサポーターが日本国内外でアトラクションを利用する権利を直接販売又は取次ぎ販売する権利を付与することを承諾すること
- (2) アトラクションの提供に関してゲストに生じた損害を填補するための保険に関する情報をアソビュー及びマーケティングサポーターに提供すること
- (3) 第 2.3.2.2 条各号に定める条件をすべて満たすこと

#### 第 2.3.4.3 条（マーケティングサポーターサイトに掲載するアトラクションの選定）

アトラクションパートナーは、マーケティングサポーターサイトに掲載するアトラクションについては、当該マーケティングサポーターサイトの内容、販売時期等を考慮して、アソビューが自由に選ぶことができることについてあらかじめ了承するものとします。

## 第 3 編 本契約に共通するルール

### 第 3.1 条（アトラクションパートナーの義務）

- 1 アトラクションパートナーは、以下の各号に定める事由のいずれかが生じた場合、直ちに（(4)に定める事故が発生したときは当日中に）アソビューに対して報告するものとします。
  - (1) 本サービスに掲載されたアトラクションプランに関する事業を第三者に譲渡し、または廃止・休業したとき
  - (2) 合併、会社分割、株式交換、株式移転が行われたとき
  - (3) ゲストによるアトラクションの利用が不可能または困難となる事由が生じたとき
  - (4) アトラクションに関連して事故等が発生したとき
  - (5) 本サービスの利用に関連または付随してゲストその他の第三者との間でトラブルが発生したとき
  - (6) アソビューのアトラクションパートナーに対する振込先となる金融機関口座の変更を希望するとき

- (7) アトラクションパートナーページの内容について訂正または変更等を行う必要が生じたとき
- 2 アトラクションパートナーは、アトラクションパートナーサポートシステム上の情報について、自己の責任で正確性を確認するものとし、アトラクションパートナー提供情報については常に最新かつ正確な状況に保つものとし、
  - 3 アトラクションパートナーは、ゲストからアトラクションについての問い合わせがあった場合には、当該問い合わせがあった時点から 48 時間以内に（当該ゲストが具体的なアトラクション利用希望日時を明示して問い合わせを行った場合または既に予約を行っている場合については、当該問い合わせ時点から 48 時間が経過する時点または当該利用希望日時もしくは当該予約上のアトラクション利用日時から 12 時間前の時点のいずれか早い時点までに）当該ゲストに対して問い合わせへの回答その他適切な対応を行わなければならないものとし、
- ただし、アトラクションパートナーは、催行希望日の当日、前日または前々日に問い合わせまたは利用申込みがあった場合、速やかに当該ゲストに対して適切な対応を行わなければならないものとし、

### 第 3.2 条 (アトラクションの委託)

- 1 アトラクションパートナーは、アトラクションパートナーの責任において、アトラクションの全部または一部を第三者（以下「委託先」といいます。）に委託することができます。この場合、アトラクションパートナーは、委託先の名称（個人の場合には氏名、法人の場合には商号）、住所等アソビューが必要と判断した事項をアソビューに通知するものとし、アソビューは、当該第三者に委託することが不適切であると合理的に判断する場合、その理由をアトラクションパートナーに通知した上で、当該第三者に対する委託の中止を請求することができるものとし、
- 2 アトラクションパートナーは、委託先との間で、アトラクションの全部または一部を遂行させる場合に、本規約に基づいてアトラクションパートナーが負担するものと同様の義務を委託先に負わせる契約を締結するものとし、アトラクションパートナーは、委託先の行為についてすべての責任を負うものとし、また、アソビューが求めた場合には、その委託契約に関する書類（契約書、発注書等その名称に限定されません。）をアソビューに開示するものとし、

### 第 3.3 条 (通知の方法)

- 1 アソビューからアトラクションパートナーに対する通知は、asoview.com サイトへの掲示、管理画面上の表示、電子メール、住所への文書の郵送その他アソビューが適切と判断した方法により行うものとし、アトラクションパートナーは、本サービスの利用申込みの際、アソビューからの通知を受けることができる電子メールアドレスおよび住所を届け出るものとし、アトラクションパートナーが間違えた内容の電子メールアドレスまたは住所を届け出たことでアソビューの通知を受けることができずアトラクションパートナーが損害を被った場合、アソビューは責任を負うことができません。
- 2 アトラクションパートナーは、前項のメールアドレスについて、電子ファイル

(MicrosoftWord、PDF 等の文書ファイル、MicrosoftExcel 等の表計算ファイル、ZIP 等の圧縮ファイル、JPEG、PNG 等の画像ファイルを含みますがこれらに限りません。)を送受信可能なメールアドレスをアソビューに届け出るものとします。

### 第 3.4 条 (利用環境の準備・維持)

アトラクションパートナーは、本サービスを利用するために必要となるハードウェア、ソフトウェア、ネットワークその他周辺機器等の設備および通信環境の準備、維持および管理を、自己の費用と責任において行うものとします。本サービスの利用(利用の開始および終了も含みます。)に関連して、アトラクションパートナーが使用する設備または通信環境の不具合によってアトラクションパートナーに損害が生じたり、本サービスを受けられなかったとしても、アソビューは責任を負いません。

### 第 3.5 条 (ID・パスワードの管理)

アトラクションパートナーは、本サービスを利用するためにアソビューから発行された ID・パスワードを、善良な管理者の注意をもって保管・管理するものとします。万が一、アトラクションパートナー以外の第三者がアトラクションパートナーの ID・パスワードを不正利用して本サービスを利用した場合であっても、これらの ID・パスワードによる行為はアトラクションパートナーによる行為とみなします。ただし、アソビューの過失による場合は除きます。

### 第 3.6 条 (知的財産権)

- 1 アソビュープラットフォーム上の文章、画像、プログラム、動画その他一切の情報の著作権、意匠権その他知的財産権は、当該情報を提供した当事者または当該当事者に権利の利用を許諾した第三者に帰属するものとします。具体的には、アトラクションパートナー提供情報に含まれる文章、画像に関する著作権その他知的財産権はアトラクションパートナーまたはアトラクションパートナーに権利の利用を許諾した第三者に帰属するものとし、それ以外の asoview.com サイトを構成するプログラム、文章、画像、動画その他一切の情報(アソビューまたはマーケティングサポーターサイトがアトラクションパートナー提供情報を編集・改変して制作したテキスト、画像その他の情報を含みます。)の著作権その他知的財産権はアソビューまたはアソビューに権利の利用を許諾した第三者に帰属するものとします。
- 2 アトラクションパートナーは、アソビューがより良い形で本サービスをアトラクションパートナーに提供する目的のため、アソビューおよびマーケティングサポーターサイトがアトラクションパートナー提供情報を以下の各号に定める範囲でのみ無償で利用することを承諾します。アトラクションパートナーは、このようなアトラクションパートナー提供情報の利用について著作者人格権を行使しないものとします。また、アトラクションパートナーは、アトラクションパートナー提供情報について第三者から利用許諾を受けている場合、当該第三者にアソビューに対しても同様の利用許諾をさせ、著作者人格権の行使をさせないようにするものとします。

(1) アトラクションパートナーページの制作に必要な範囲での複製、改変その他の利

用

- (2) asoview.com サイト内のアトラクションパートナーページ以外のページへの掲載
- (3) 本サービスまたはアトラクションプランの知名度の向上または販売の促進その他アソビューが本サービスを運営する上で合理的に必要と判断する目的で第三者が管理・運営・発行・放映・配信等する媒体（ウェブサイト、雑誌、テレビ放送、動画配信等を含みますがこれらに限りません。）への掲載

### 第 3.7 条（本契約上の地位・権利義務の処分等禁止）

アソビューおよびアトラクションパートナーは、相手方の事前の書面による承諾がない限り、自らの本契約上の地位、本件契約に基づく権利または義務を、第三者に対して譲渡、移転、担保権設定その他の方法による処分をしてはならず、または、第三者に引き受けさせてはならないものとします。

### 第 3.8 条（ガイドラインの制定および本規約類の変更）

- 1 アソビューは、より良いサービスを提供するために、いつでも本規約に付随する個別のサービスに関する利用規約または本規約および個別利用規約に付随するガイドライン（以下総称して「ガイドライン等」といい、本規約と併せて「本規約類」といいます。）を制定し、またはあらかじめアトラクションパートナーに通知をすることにより、いつでも本規約類の内容を変更することができるものとします。
- 2 アソビューは、前項に基づいてガイドライン等を制定し、または本規約類を変更した場合には、制定したガイドライン等または変更した本規約類を電子メールまたは所定のウェブサイト上に掲載する等相当な方法でアトラクションパートナーに対してあらかじめ通知するものとします。通知からアソビューが定めた効力発生日までにアトラクションパートナーから異議の申し出がなかった場合には、アトラクションパートナーは当該通知に関するガイドライン等の制定または本規約類の変更に同意したものとみなして、以後、制定されたガイドライン等または変更後の本規約類を適用するものとします。

### 第 3.9 条（秘密保持）

- 1 アソビューおよびアトラクションパートナーは、相手方より提供された資料、または本契約に関連して取得した相手方に関する営業上および技術上の情報（以下「秘密情報」といいます。）につき、厳に秘密を保持するものとし、これを第三者（アソビューおよびアトラクションパートナーの弁護士、税理士その他の法令上守秘義務を負う者は除きます。）に開示、漏洩してはならず、また本契約の目的以外に使用してはならないものとします。ただし、秘密情報が以下の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。
  - (1) 知得した時点で、既に所有していた情報
  - (2) 知得した時点で、既に公知の情報
  - (3) 知得した後に、自らの責によらずに公知または公用となった情報
  - (4) 正当な権利を有する第三者から、秘密保持の義務を負わず適法に入手した情報
- 2 前項の定めにかかわらず、アソビューおよびアトラクションパートナーは法令上、行政上お

よび裁判上の手続に関連して裁判所、行政庁等から開示を要求された場合には、秘密情報を開示することができるものとします。ただし、当該要求があった場合速やかに当該情報の開示した当事者にその旨通知するものとします。

- 3 第1項の定めにかかわらず、アソビューは、本サービスの運営に必要な範囲で、秘密保持契約を締結した提携会社等に対して、アトラクションパートナーに関する情報を提供することができるものとします。

### 第3.10条（反社会的勢力の排除）

- 1 アソビューおよびアトラクションパートナーは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、準暴力団、準暴力団に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証します。
  - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められる関係を有すること
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 アソビューおよびアトラクションパートナーは、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行ってはならないものとします。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 アソビューおよびアトラクションパートナーは、相手方が本条第1項のいずれか一にでも違反すると疑われる合理的な事情がある場合には、当該違反の有無につき、相手方の調査を行うことができ、相手方はこれに協力するものとします。また、アソビューまたはアトラクションパートナーは、自らが、第1項のいずれか一にでも違反し、またはそのおそれがあることが判明した場合には、相手方に対して、直ちにその旨を通知するものとします。
- 4 アソビューおよびアトラクションパートナーは、相手方が本条第1項から第3項のいずれか一にでも違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続を要しないで直ちに本契約を解除することができるものとします。なお、本条第

1 項から第 3 項のいずれかの違反に起因してアソビューまたはアトラクションパートナーが損害を被った場合、相手方は当該当事者に対してかかる損害を賠償するものとし、本項に基づく解除権の行使によってもこれは妨げられないものとします。

- 5 アソビューおよびアトラクションパートナーは、前項に基づく解除により解除された当事者が被った損害につき、一切の義務または責任を負わないものとします。

### 第 3.11 条（期限の利益の喪失）

アトラクションパートナーが以下の事由のいずれかに該当した場合に、アトラクションパートナーがアソビューから未払いの債務を直ちに支払うよう請求を受けたときは、その時点で支払いが完了していないアソビューに対するすべての債務について期限の利益を失い、直ちに支払わなければなりません。

- (1) 第 2.2.10 条第 1 項(1)または(7)ないし(12)の事由に該当する場合
- (2) 第 2.18 条に基づくアトラクションパートナーページの閲覧の一時停止がなされている場合で、かつ、速やかにアソビューの指示に従った改善措置を行わず、または行う見込みがないとき
- (3) 前各号のほかアソビューがアトラクションパートナーに対する債権の保全を必要とする相当の事由が生じたと判断した場合

### 第 3.12 条（遅延損害金）

アトラクションパートナーは、本サービス利用料その他のアソビューに対する支払いを遅延したときは、未払金に対して、支払日の翌日から支払済みまで年率 14.8%の割合による遅延損害金（日割計算）をアソビューに支払うものとします。

### 第 3.13 条（不可抗力）

停電・天災等の不可抗力、通信事業者の不履行、インターネット通信回線の不具合、サーバ等のシステム上の不具合または緊急メンテナンスの発生その他アソビューの故意・過失によらない事由により、サーバまたはソフトウェアの障害・不具合・誤動作、アトラクションパートナーページの全部または一部の滅失、本サービスの全部または一部の停止等の事態が発生した場合、これに起因してアトラクションパートナーに生じた損害等についてはアソビューは責任を負わないものとします。

### 第 3.14 条（アソビューによる解除）

- 1 アソビューは、アトラクションパートナーが以下の各号に定めるいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告を要せずに本契約を解除するとともに、本サイト内のアトラクションパートナーに関する情報をすべて削除することができるものとします。
  - (1) 第 2.2.10 条第 1 項各号に該当する場合
  - (2) 第 3.10 条（反社会的勢力の排除）の規定に違反した場合
  - (3) その他アソビューがアトラクションパートナーとの本契約の継続が困難であると判断した場合

- 2 前項により本契約が終了した場合、アソビューは、当該解除に起因してアトラクションパートナーに生じた損害につき一切責任を負わないものとします。

### 第 3.15 条 (アトラクションパートナーによる解約)

アトラクションパートナーは、1 か月前までにアソビューが別途指定する方法によってアソビューに通知することにより、いつでもアトラクションパートナー登録を解除し、本契約を解約することができます。ただし、アトラクションパートナーは、本契約の解約日までに利用申込みがされたアトラクションについて、引き続き本契約の定めに従い、当該アトラクションをゲストに提供した上で、第 2.1.3 条に規定する本サービス利用料をアソビューに支払わなければならないものとします。

### 第 3.16 条 (本サービス終了後の措置)

- 1 事由を問わず本契約が終了した場合、アソビューは、事前に通知することなくアトラクションパートナーによる本サービスの利用を停止します。
- 2 アソビューは、本契約の終了時に、アトラクションパートナー提供情報を含むアトラクションパートナーに関連するすべての情報を削除することができるものとしますが削除しなければならないわけではありません。
- 3 本契約の終了時点でアトラクションパートナーに未履行の債務がある場合には、当該債務の履行に必要な範囲で本契約はなお効力を有するものとします。

### 第 3.17 条 (存続条項)

- 1 第 3.9 条 (秘密保持) の規定は、本契約の終了または有効期間満了後も、3 年間有効なものとして存続するものとします。
- 2 第 2.1.5 条 (禁止事項) 第 4 号から第 11 号、第 2.1.6 条 (ゲスト情報の取扱い)、第 2.1.10 条 (免責)、第 2.2.10 条 (アトラクションパートナーとゲストとの関係) 第 3 項および第 4 項、第 3.6 条 (知的財産権)、第 3.7 条 (本契約上の地位・権利義務の譲渡禁止)、本条、第 3.18 条 (分離性)、第 3.19 条 (準拠法)、第 3.20 条 (合意管轄)、および第 3.21 条 (協議) の規定は、本契約の終了後も有効なものとして存続するものとします。

### 第 3.18 条 (分離性)

本規約類の一部の条項が、法令に抵触すると判断された場合またはいずれの当事者との関係においても法的拘束力を有しないと判断された場合、当該条項は、当該法令に抵触しまたは法的拘束力を有しないと判断された限度で無効とみなされるものとし、本規約類の他の全ての条項は有効に存続するものとします。

### 第 3.19 条 (準拠法)

本契約は日本法を準拠法とし、かつ、同法に従い解釈されます。

### 第 3.20 条 (合意管轄)



アソビューとアトラクションパートナーとの間で本契約に関して訴訟を提起する必要がある場合には、訴額に応じて東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第 3.21 条 (協議)

アソビューとアトラクションパートナーは、本契約を通して第 0 編に記載したミッションを実現するため相互に協力します。本契約に定めがない事項や本契約の解釈に疑問が生じた事項については、双方が誠実に協議して解決するものとします。

2012 年 6 月 6 日 制定実施(ver. 1)

2018 年 7 月 1 日 改定(ver. 11)